

# 「ビジネスと人権」に関する行動計画推進円卓会議（第12回会合）

## （議事要旨）

日時：令和8年5月21日（木曜日） 14時00分～15時40分

場所：オンライン形式

### 1. 開会挨拶

（西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長）

- ・ 本日の会合は、議題1において、行動計画5年目レビュー政府報告に関して意見交換を行うことを目的としている。議題2においては、今年度の円卓会議及び作業部会で取り上げるテーマについて説明する。

（貝原 健太郎 外務省総合外交政策局参事官）

- ・ 本年度から新たな行動計画の下での取組が始まり、本日は旧計画の最後となる5年目のレビューが主な議題となる。
- ・ 旧計画の下では、ガイドラインや手引き、好事例集の作成、専門家の育成やセミナー等での発信により、企業の自主的な人権尊重の取組を促進した。また、人権配慮に関する政府方針について決定を行ったほか、公益通報、女性活躍推進、外国人材就労等を含む、個別法令の改正により、制度面での改善も進んだ。
- ・ 本日の会合において、政府側とステークホルダーとの間での有意義な意見交換を期待する。

### 2. 議事

#### 【議題1：行動計画5年目レビュー政府報告】

（西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長）

- ・ 事前の意見と本日の意見交換を踏まえ、今後、5年目レビュー政府報告の資料を更新した上で、関係府省庁連絡会議において承認し、公表することを予定している。
- ・ 関係府省庁から、ステークホルダーからの意見に対する検討状況を説明する。

（新垣 和紀 内閣府男女共同参画局積極措置政策調整官）

- ・ 施策27、28について、内閣府としての評価指標と実施状況の記載がないとの指摘があった。内閣府男女共同参画局は全体の総合調整を担っており、評価指標として位置付けうるような指標や管理施策を所管していないため記載していない。
- ・ 施策28のワークライフバランスに関し、昨年度、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関して調査を行い、結果を公表するなど、ケアワークの平等な分担推進に資する取組は一部行っている。
- ・ 施策37について、4年目レビュー時と記載が同じとの指摘があった。本年3月に公表した調査において、国の機関で加点評価を実施した調達は約2兆4,000億円となり、2年前の38.4%から割合が大幅に増加している。
- ・ 地方公共団体に対しては、本年1月に女性活躍推進法の説明会を実施し、公共調達上の加点評価を独自に行っている優良事例を紹介し横展開を図る等の取組を行っている。

(佐藤 貴幸 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局企画官)

- ・ AIの利用と人権に関する議論の進捗については、令和7年5月に人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律が成立し、同法第13条に基づき人工知能戦略本部で適正性の確保のための指針を昨年末に決定した。
- ・ この指針においては、AIによる偽情報の生成や偏見・差別の助長といったリスクに対応するため、公平性の確保を重視し、不当な差別の防止をしていくという点についても重視してまとめた。これは、国や自治体、事業者等の関係ステークホルダーに自主的・能動的な対応を求める観点で考え方を示したものである。
- ・ 2019年策定の「人間中心のAI社会原則」で掲げた人間の尊厳や多様性、公平性、透明性、説明責任の確保等も引き続き重視していく。本指針は、AIの研究開発及び活用に当たって適正性を確保するための基本的な考え方を示したものであり、各ステークホルダーは、本指針と関係省庁が各分野で策定するガイドラインの双方を参照することが期待される。AIによってもたらされるリスクへの対応については、個別の既存法をベースとした対応とともに、司令塔機能としての内閣府の責務を果たしていく。

(森島 英之 消費者庁参事官(調査研究・国際担当))

- ・ 令和7年第217回国会において成立した公益通報者保護法の一部改正法に関し、ビジネスと人権との関係及び救済へのアクセスの向上への寄与につき、説明を求める意見があった。
- ・ 国連人権理事会のビジネスと人権作業部会の訪日調査報告書において、公益通報者に報復する事業者に対する制裁措置を設けることを含め、公益通報者の保護をさらに強化すべきとされている。
- ・ これらも踏まえ、改正法では、保護される通報者の範囲を拡大しフリーランスを追加するとともに、通報を阻害する要因への対処として、通報妨害や通報者探索の禁止を規定した。
- ・ さらに、不利益な取扱いからの救済や抑止の強化という観点から、通報から1年以内の解雇又は懲戒に対する立証責任の転換規定を設け、公益通報を理由とする解雇又は懲戒を行った者に対する刑事罰を新設するなどしている。
- ・ 改正法の施行は本年12月を予定している。引き続き、事業者のガバナンス向上や人権尊重の観点から、公益通報者保護制度の実効性向上のための取組に努める。

(高橋 愛子 こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付参事官補佐)

- ・ 「子どもの権利とビジネス原則」の普及啓発について指摘があったが、本年2月と3月に「こどもとともに成長する企業構想に関する有識者会議」を開催した。
- ・ 同会議では、民間企業の取組の見える化や評価、情報提供の仕組みの構築、金融機関とも連携した中小企業等の伴走支援など、こどもまんなか社会の実現と企業価値向上の好循環を目指す同構想の具体化に向けた議論を行った。
- ・ 本構想を本格的に実施するのは本年度(令和8年度)からであるが、当該意見を踏まえ、政府報告案の「人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組」の部分に、当該有識者会議について追記することを検討している。
- ・ 本構想においては、「子どもの権利とビジネス原則」の普及啓発だけでなく、企業によるコミット

メントを宣言する枠組みの整備や、子ども・若者に影響力の大きい業界等における指針の策定等にも取り組んでいく予定である。

- ・ また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策等について、経済産業省とも連携していくべきとの意見があった。
- ・ 施策13「青少年の被害・防止全国強調月間」（毎年7月実施）、及び施策14「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本計画（第6次計画）」の推進においては、経済産業省を含む幅広い関係省庁の参加のもとで実施している。引き続き、国、地方公共団体、事業者等の関係団体と連携し、青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向けて取り組んでいく。
- ・ このほか、施策10「子どもに対する暴力をなくす行動計画」についても、昨年度に記述を大幅に見直した上で改定している。記載内容の着実な実施を通じて、性的搾取等を含む国内の子どもに対する暴力をなくすことにも取り組んでいく。

（徳満 純一 総務省大臣官房総務課参事官）

- ・ AI事業者ガイドラインについて、「次年度以降はAIの開発事業者や利活用事業者が人権に与える負の影響にどのように対処すべきかに関する政府の取組を記載すべきである」とのコメントがあった。
- ・ AI事業者ガイドラインは、AIがもたらす社会的リスクの低減を図り、AIのイノベーションやその利用を促進していくことを目的としており、AIを活用する事業者に対して自主的な取組を促す、ソフトローとして位置付けられるものである。引き続き、当該ガイドラインの周知・浸透を通じて、事業者の自主的な取組を促していく。
- ・ 施策16「インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害に関する取組」に総務省の評価指標が書かれていないとのコメントがあった。
- ・ インターネットにおける名誉毀損やプライバシー侵害といった人権侵害事案については、法務省が人権擁護機関としてプロバイダ等への削除要請といった取組により救済を図っている。一方、総務省は情報通信を所管する観点から、関係省庁の一つとして本取組に連携している立場であるため、人権救済に関わる評価指標を置いて実施状況を整理することは、適当ではないと考えている。

（草薙 亜礼 法務省大臣官房国際課課長補佐）

- ・ 施策51「人権啓発の実施」の観点で記載した「Myじんけん宣言」について、ビジネスと人権に関連してどのように実践することを推奨しているか、また実際に企業がどのような取組を行っているかとの意見があった。
- ・ 「Myじんけん宣言」は、ビジネスと人権に関する指導原則に基づく取組として、企業・団体のトップや幹部が宣言を行うことで、指導原則16にある「企業の最上級レベルで承認されているもの」とすることを狙いとしている。
- ・ また、宣言を行った企業の人権方針等のURLを公表することにより、同業他社の人権方針等の参照を容易にし、人権方針の策定等の取組を開始するきっかけとすることで、指導原則15の「人権を尊重する責任を果たす」という方針によるコミットメントの取組を促すことを狙いとしている。
- ・ ただし、人権方針等のURLの公表は宣言を行った企業等からの申出に基づいて掲載しているため、

必ずしも指導原則の要件を満たさない人権方針等の URL が含まれていることもあり、宣言を行った企業のうち人権方針等を策定した企業等の数を網羅的に把握しているものではない。

- ・ 法務省としては、引き続き「My じんけん宣言」をきっかけとして、企業等における人権に関する取組の促進が図られることを期待している。なお、レビューにおける当該部分については、指摘を踏まえて一部修正をする方針である。
- ・ 施策 76 及び 77 の人権相談件数や人権侵害事件の新規救済手続開始件数について、企業活動に関連する相談件数を特定することや、相談内容の類型や、相談内容への対応状況を具体化すべきとの意見があった。
- ・ 指摘の内数の把握は困難であるが、既に記載している外国人であることを理由とする差別待遇の相談件数に加えて、外国人に対するものを含む労働権関係の相談件数を追記する方針である。
- ・ また、労働権関係の人権侵害事件の新規救済手続開始件数についても同様に追記する方針である。
- ・ なお、労働権関係の相談内容及び事件内容としては主にパワーハラスメントに関するものであり、事案に応じた適切な措置を講じているが、具体的な内容については関係者のプライバシーに関わる事柄であるため説明は困難である。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 公共調達の周知の方法等についての質問があったが、各関係省庁において、入札説明書や契約書等にガイドラインを踏まえて人権尊重の取組に努める旨を盛り込む対応を行っている。
- ・ また、政府職員の能力構築に関して、施策の表だけでなく報告書の本体にも記載すべきとの意見があり、報告書への加筆を検討している。
- ・ OECD 責任ある企業行動促進のためのラウンドテーブルでどのような意見交換があったのかとの質問があった。同ラウンドテーブルでは、OECD 事務局から責任ある企業行動促進のために作成・公表している資料の紹介やその活用について話があり、参加者からは政府によるさらなる広報活動の実施や各機関との協力に対する期待が示された。
- ・ 次に、経済連携協定や投資協定に関して、日 EU・EPA や日英・EPA に基づく市民社会との共同対話の具体的な議論内容やステークホルダーの関与の重要性に言及すべきとの指摘があった。これらについては、政府報告への加筆を検討している。
- ・ また、外務省主催のセミナーやイベントについて、参加した企業等の意見や反応、開催の効果について記載すべきとの指摘があったが、当該事項についても加筆を検討している。参考として、国内のセミナーで実施したピアラーニングでは、企業の参加者から自社が関連しうる人権テーマや実務上の課題（例として、中小・オーナー企業で人権デュー・ディリジェンスを進める難しさなど）について意見が共有された。
- ・ OECD 多国籍企業行動指針に基づくナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）については、日本 NCP への問題提起件数の推移を記載すべきとの意見があった。これまでに取扱いが終了した案件一覧がウェブサイトに掲載されていることを踏まえ、政府報告への記載を検討している。また、日本 NCP 委員会以外とどのようなエンゲージメントを行っているかとの質問に対しては、昨年 2 月に太陽光発電協会主催の CSR セミナーで NCP の周知広報活動を行ったほか、先述の OECD 事務局との共催ラウンドテーブルにおいて、政府以外の参加者も交えて政府に期待される役割や各機関の取組について意見交換を行っている。

- ・最後に、旧計画の成果と課題や、改定内容の具体的説明を加筆すべきとのコメントがあった。これらについてはすでに新計画に記載されており、今回の報告書は旧計画5年目の1年間を対象としているため詳細な記載は行わないが、改定に関して簡潔な補足を検討したいと考えている。
- ・また、国家の人権保護義務を加筆すべきとのコメントについても、同様に加筆を検討している。

(坂東 慶隆 財務省大臣官房総合政策課政策推進室室長)

- ・施策82「開発協力・開発金融における相談窓口の継続」に関して、国際協力銀行(JBIC)のウェブサイト上で異議申立の受付や進捗状況等を公開していることを踏まえ、レビューにおいてもその件数などを示すべきとの意見があった。必要な見直しについて現在検討を進めている。

(宮澤 武志 文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長)

- ・「5つの優先分野における指標」について、回答する。
- ・1点目は、研修に関して注意喚起や研修がどのように実施されているのか、具体的な説明を求める指摘である。これについては、文部科学省において例年実施している若手職員向けの会計事務研修(令和7年5月)において、行動計画策定の経緯、内容及び調達手続に関する注意喚起を行っている。昨年はオンラインで開催し、100名程度が参加した。
- ・2点目は、指標における「(イ) ビジネス」と「(ウ) 社会全体」の分類に関して、文部科学省の記載内容が「(ウ) 社会全体」を対象としたものではないか、また、各省の取組内容が重複して読みにくくならないよう内容を厳選すべきとの指摘である。文部科学省の記載は学校教育及び社会教育の一環であり、企業を対象とするものではなく、社会全体の人権に関する理解促進と意識向上を目的としているという点で指摘のとおりである。そのため、資料を取りまとめている外務省と相談の上、「(イ) ビジネス」からは削除し、「(ウ) 社会全体」の項目に分類するよう修正したいと考えている。

(相原 史典 農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ国際農業機関調整官)

- ・2025年度は、延べ5万人が来場したフード展において、食品企業向けの人権尊重のための手引きを紹介したほか、食品業界におけるビジネスと人権に係る優良事例について取組の工夫やステップを示した事例集を作成し、当省のウェブサイトに掲載するなどの取組を実施した。
- ・施策58について、安河内委員から「こうした取組が企業にどういった影響を与えたのか、具体的な成果についても記載すべき」と意見があった。これについては、御指摘を踏まえ、取組の成果をより詳細に記載する方向で検討している。例えば、ILO 駐日事務所と協力して企業と実際の取組について議論しながら現場での具体的な工夫をまとめた事例集を作成し、業界団体のウェブサイト等で公表したことなどを実施状況に追記することを検討している。
- ・また、大関委員から「開催の有無だけでなく、どのような次の取組につながったのかといった情報を追記することが望ましい」と意見があった。これについても、御指摘を踏まえ、開催の効果をより具体的に記載する方向で検討している。例えば、当省で開催した食品企業向けのセミナーの実施後アンケートにおいて、参加企業から「セミナーの内容を自社に持ち帰りたい」などの声が寄せられたこと等の追記を検討している。
- ・さらに、富田委員から「実施状況については、定量評価のみならず、定性評価としてステークホル

ダーとの対話を促進する観点が含まれていたかについても言及することが望ましい」と意見があった。これについても、御指摘を踏まえ、本取組において、食品企業が自社のみならず影響を受けるステークホルダーとの対話を促進することを通じて取組の実効性を高めることの重要性等を、手引きを活用して紹介した旨の追記を検討している。

(吉田 暁郎 厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官)

- ・ 国際労働基準の遵守や児童労働に関してコメントがあった。その中で質問があった施策49の職員への研修について説明する。
- ・ 厚生労働省では、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにおいて、労働条件や労働安全衛生の確保、採用時の公正な取扱いといった、広くビジネスと人権にも関わる労働者保護の取組を行っている。
- ・ こうした業務に従事する労働基準監督官等の職員については、採用段階やそれぞれの専門に対応したプログラムにおいて研修を行っているが、近年のビジネスと人権の潮流を踏まえ、自らの業務をビジネスと人権の観点から見つめ直すことが有益であると考え、新たな取組としてビジネスと人権に関する職員研修を実施した。
- ・ 具体的には、ILO 駐日事務所の協力を得て、国際的な動向や国連の指導原則の概要等について説明を受け、日頃の業務とビジネスと人権の関係について理解を深めるものとした。
- ・ こうした取組を通じて、都道府県労働局等の現場の第一線で業務に当たっている者も含め労働行政全体としてビジネスと人権に対する理解を促進する。

(宮崎 由佳 経済産業省通商政策局ビジネス・人権政策調整室室長)

- ・ 横断的な意見として、中小企業への浸透の重要性や、セミナー等を含む企業能力構築の取組について、そこで把握された課題や工夫、成果、参加者の気づきなどについて質問があった。中小企業への浸透は重要な課題と認識しており、中小企業向けのセミナーや専門人材の育成支援等を実施している。JETROにおいても中小企業5社に対して伴走支援を実施し、そのうち2社が人権方針を策定した。この支援を通じて、取組の必要性は認識しているものの、人材や情報が不足しているという点や、ガイドラインではリスクの高い部分からの対応が推奨されているが、サプライチェーン上流の労働者と直接コンタクトを取ることは難しく、比較的取り組みやすい分野から対応に着手する傾向があるといった点が確認された。こうした課題も含め、事例や気づきは、JETRO のウェブサイトで公開している。
- ・ また、サプライチェーン全体での取組を進めるにあたっては、日本企業が東南アジア等の海外サプライヤーと協力して取組を進めやすくなるような環境づくりが重要であると考え、タイやベトナム企業の経営層などを日本に招聘して研修を実施した。東南アジアの企業でも人権デュー・ディリジェンスに関する専門知識の不足や何から着手すべきか分かりにくいなどの課題が確認されており、研修では国際基準や日本政府のガイドラインを解説するだけでなく、実務参照資料を使ったグループワーク、日本企業の先行事例を背景も含めて説明すること、企業訪問や工場見学などを通じて、参加企業が自社の取組に結びつけやすい内容となるよう工夫した。
- ・ 参加者からは、「これまで顧客からの要請対応として捉えていたが、主体的に取り組むべき課題であるという認識が変わった」「自社だけでなくサプライチェーン全体で取組を進める必要性につい

て理解が深まった」「方針策定や社内体制整備などの具体的なステップを検討する契機となった」といったフィードバックがあった。実際に帰国後、社内でRBC委員会を立ち上げたとの報告もあり、研修で得た知見を実務につなげる動きも見られている。

- ・ その他、個別施策に関する意見について検討している。例えば、昨年12月にJETROが人権尊重方針検討会を設置した旨の記載や、繊維産業におけるJapanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI: ジャスティ) という監査要求事項・評価基準の監査結果や改善状況の説明について、追記を検討している。

(菅原 絵美 大阪経済法科大学教授)

※途中退席のため、先行して発言

- ・ 円卓会議・作業部会に参加するステークホルダーの共通意見として1点申し上げる。政府には、今後の行動計画の年次レビューにおいて、施策の実施状況だけでなく、その成果や影響、すなわちアウトカムの視点を踏まえたモニタリングを進めていただきたい。具体的には、インパクト測定も視野に入れながら、アウトプット指標だけでなく、政策の結果として実際にもたらされた変化や成果を測るアウトカム指標を加え、個別施策について何がどの程度達成されたのかを示すことを求める。その上で、年次レビュー報告において、こうした進捗状況をステークホルダーにとって分かりやすく透明性のある形で開示することを求める。本日回答のあった検討状況についても、この方向性での記載を求める。
- ・ 次に、円卓会議メンバー個人としての意見を2点述べる。
- ・ 1点目は、今後のレビューにおいて、能力構築の取組や企業への相談対応、伴走支援について、実態が分かりやすく把握できるよう、件数や支援内容を含めた情報開示と説明の充実を求める。本日の口頭回答についても、ライツホルダーやステークホルダーの側から把握しやすい記述を求める。
- ・ 2点目は、苦情処理救済メカニズムについてである。国内人権機関が未設置である現状において、NCPは国家レベルの重要なメカニズムであると認識している。そのため、利用状況や運用実績の可視化を進めるとともに、実効性向上に向けた課題と今後の議論が見えるような記載を求める。
- ・ 今後は改定行動計画のもとで施策の実施とレビューが進んでいくと理解しており、実効性や成果の可視化を意識しながら、よりよいレビューのあり方について引き続き議論を重ねていきたい。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ アウトプットの記載にとどまっている部分について、アウトカムやインパクトの記述を充実させるべきという意見は多くのステークホルダーからあり、今後の円卓会議や作業部会での議論も踏まえ、政府全体で検討を進めていきたい。また、NCPについては、案件の推移などをできるだけ記載していきたい。

(宮崎 由佳 経済産業省通商政策局ビジネス・人権政策調整室室長)

- ・ 企業の能力構築に関する支援内容の公表方法について、引き続き検討する。

(坂本 弘毅 国土交通省総合政策局国際政策課長)

- ・ 施策9の旅行者が不健全旅行に関与しないようにする方策について、課題を継続的に認識し、ど

のような対策を講じているかの確認が必要であるとの指摘があった。これについては、旅行業法の遵守状況に関する自己点検の項目に不健全旅行等に関与していないかを掲げており、毎年旅行者に自己点検を行わせているなどの内容の追記を検討している。

- ・ 施策38の建設業の働き方改革に関する施策について、4年目レビュー時の記載内容と同一のままになっているとの指摘があった。第三次担い手三法に関する説明会を全国で開催したことや、通知や会議等の機会を通じて建設業団体へ週休2日工事を周知徹底していることなど、より具体的な記述の追記を検討している。

(峯岸 律子 環境省地球環境局国際連携課課長補佐 (総括))

- ・ 環境省では2024年度に「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」を実施し、議論の結果を取りまとめて公表した。その結果を踏まえ、環境デュー・ディリジェンス促進支援事業など、事業会社のバリューチェーンにおける環境の取組などを支援してきた。また、二国間クレジット制度(JCM)などの補助事業においても対応を実施している。
- ・ 大村委員から、人権尊重に対する企業の責任を促すための政府の取組として、環境省の取組の工夫や課題について指摘があった。環境デュー・ディリジェンス促進支援事業の成果については現在取りまとめ中であり、状況を踏まえて報告案への反映が可能か引き続き検討していく。
- ・ また、大村委員から、JCM設備補助事業の採択審査基準において行動計画やガイドラインの遵守を入れていることの具体的な対応状況について質問があった。環境省では、補助事業の実施にあたり所定の様式に基づき記載・報告を求めている。特に人権デュー・ディリジェンスの導入・実施状況、及びステークホルダーとの対話の実施状況については、申告項目として確認するとともに具体的な内容の記述を求めることにより、当該取組の実効性について審査を行っている。
- ・ 菅原委員から、環境・人権デュー・ディリジェンスとしての一体的取組が有効な部分もあるのではないかと指摘については、環境問題の中に人権問題につながるものが存在しており、統合的に対応することで効率的かつ効果的な対応につながると考えている。一方で、環境分野と人権分野に求められる専門性が異なるため、両分野の実務担当者を完全に共通化することが望ましいとは言えないといった意見もあると承知している。

(杉山 裕一 防衛装備庁調達管理部調達企画課長)

- ・ 防衛省としては、ホームページ上に物品・役務に関する相談窓口を設置し、企業の活動における人権尊重の懸念等があれば相談いただけるよう周知している。当該窓口は、防衛省と直接の契約相手方のみならず、その発注先である中小企業なども含めたサプライチェーンに関する人権問題の相談等に対応している。
- ・ 菅原委員から具体的な相談件数について質問があった。現時点ではまだ具体的な相談は寄せられていないが、関連企業に対する講演会等において窓口を設置していることを改めて周知するとともに、相談内容に応じて関係省庁と連携し、情報・助言・支援等を提供できるよう努めていく。
- ・ また、入札参加企業の取組状況の確認について質問があった。防衛省としては、公共調達の入札説明書や契約書等においてガイドラインを踏まえて人権尊重の取組に努める旨を記載し、契約相手方に入札及び契約心得を熟知の上、入札・見積り等に参加するよう求めている。
- ・ さらに、防衛産業に対してガイドライン等の認知状況等についてアンケート調査を行うことで、取

組状況等を確認している。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 続いて、ステークホルダーから発言を求める。

(広浜 泰久 中小企業家同友会全国協議会会長)

- ・ JETRO における伴走型支援ワークショップに、自身が営む製造業の会社が参加し、人権方針を策定した。きめ細かいワークショップであったと評価する。一方で、参加企業の多くが、海外取引の関係でビジネスと人権に取り組んでいるのが主流であり、必要性を感じて主体的に取り組もうという動機で参加していた企業は限定的であったとの認識である。中小企業が主体的にビジネスと人権に取り組むための動機付けや、取組が良い結果につながるという実践事例をより多く示さなければ、中小企業に広まることは難しいと感じた。当方の団体でも実践事例を積み上げていきたい。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関する PT 座長)

- ・ 提出した意見に関して各省庁から詳細に回答があったことで、双方向の議論につながり透明性も高まっているため、今後も同様の形での開催をお願いしたい。
- ・ 菅原委員から指摘のあった共通の要請として、アウトプットだけでなく効果が分かるようなアウトカム指標の作成について、5年目レビュー政府報告においても工夫し、さらに、新計画でのモニタリングにおいては具体的に検討していただきたい。また、能力構築や救済へのアクセスの取組についても、透明性を高め、より具体的な取組の記述を求める。
- ・ 外務省に2点質問がある。1点目は、事前に提出したステークホルダー意見の外部への開示を検討いただきたい。そうすることで双方向のコミュニケーションを行っていることが外部にも伝わると考える。2点目は、来年度以降のモニタリングにおいて、ステークホルダーが意見を述べる機会がどのように設けられるのか御教示いただきたい。

(斉藤 俊和 日本労働組合総連合会(連合)国際政策局長)

※安河内賢弘委員の代理として出席

- ・ 菅原委員や高橋委員からもあったとおり、全体的に関係省庁の様々な取組がどのようなアウトカムを生んでいるのか、また今後の課題は何なのかといった記載がもっとあってもよいのではないかと考える。それぞれのトピックについての現状を理解することは、今後テーマ別協議を行う上での議論の前提となるものであり、引き続き丁寧な実態把握を求める。
- ・ また、5年目レビューの記載について、具体的な取組内容が分かりにくいものが散見された。どのようなことに取り組んでいるか、より具体的にイメージできるような記載を求める。

(西澤 敬二 一般社団法人日本経済団体連合会審議員会副議長/企業行動・SDGs 委員長、損害保険ジャパン株式会社顧問)

- ・ 経済界としては、人権尊重は今日的な経営の基盤であると考えており、今後もさらに主体的な取組を進めていく所存である。政府にはそれを支える政策や環境整備を求め、3点述べる。
- ・ 1点目は、改定版 NAP の周知についてである。改定版 NAP の公表の機会に、取組方針や具体的なア

クシヨンの国内外への発信を求める。特に日本企業のサプライチェーンにとって大変重要な地域である東南アジアをはじめとする途上国地域において、官民が一体となって NAP を中心にビジネスと人権に真摯に取り組む姿勢を示し、信頼の構築につなげてほしい。

- ・ 2 点目は、企業の取組支援と国際ルールの調和についてである。企業に必要な支援は啓蒙段階から実施段階へと移っているため、相談窓口の拡充やツールの提供など、企業を後押しするより具体的な支援の充実を求める。また、人権デュー・ディリジェンスや情報開示をめぐって各国・地域で制度化が進んでいるが、これらの相互運用性が担保されなければ企業の実務負担が増大し、結果として形式的な対応が優先されてしまう懸念がある。政府には、企業の実務を踏まえた実効性のある国際ルール形成に積極的な参画を求める。経団連としても国際会議等で積極的に提言していく。
- ・ 3 点目は、省庁間の連携強化とアウトカム指標・インパクト指標についてである。「環境と人権」、あるいは「AI と人権」のように省庁横断的なテーマに対応するためには、各省庁が連携した統合的な取組をさらに強化する必要がある。また、取組の実効性を高めるためには、実施状況の把握にとどまらず、結果を検証して改善していく行動が不可欠である。マルチステークホルダーの英知を結集し、アウトカム指標やインパクト指標の検討・整備を求める。

(有馬 利男 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン理事)

- ・ 今後の進め方に関して、政府と作業部会が共通の理解、共通の重点意識を持って進めていくことが必要であると考えます。
- ・ 共通のテーマとして3点がある。1つ目はモニタリング体制の整備であり、指標と目標を定めて進捗を確実に追える仕組みを作ること。2つ目は能力の構築であり、中小企業が取り組みやすくなるよう必要な情報を提供すること。3つ目は救済へのアクセスであり、国内人権機関の議論をより積極的に進めて救済の仕組みを強化すること。
- ・ これらは改定 NAP の実効性を支える基盤であり、政府・関係省庁と作業部会がこの3つのテーマに集中して取り組むことが非常に重要になる。

(河野 康子 一般財団法人日本消費者協会理事)

- ・ 改定版の実施においてさらなる成果の積み上げを期待しており、今後に向けて2点述べる。
- ・ 1 点目は、消費行動と人権についてである。経済社会活動においてはビジネスと人権の取組は重要で不可欠であるが、日々の消費行動においては価格と品質が選択理由の多くを占め、人権尊重を意識する機会が乏しい。消費者団体等においても物価高騰への問題意識は強いものの、物価を押し上げる要素の中に適切な労働への対価や待遇が含まれているかまでは考える余裕がなく、今回の行動計画改定時にも学習の機会やパブリックコメントの提出は低調であった。改めて、社会全体に向けてビジネスと人権に関連する広報の機会を増やすなど、社会の理解のレベルアップに注力すべきである。広く一般消費者の認識をどのように高めるか、政府にも積極的な取組を求めたい。
- ・ 2 点目は、行動計画の実効性を高め着実に前進させるためには、国内大手の企業が率先して取組を進め、それを見える化することが有効であると考えます。この春以降、有価証券報告書やコーポレートガバナンス・コード、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) などの改定や創設において、人的資本情報の積極的開示が進められていくことになっている。そうしたデータを伴った実効性のある情報が社会に示され共有されることが、責任ある企業行動の促進や社会全体の人権保護促進への貢献

となるよう、外部からの要請も踏まえ、PDCAを着実に実施していくことが望まれる。

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ モニタリングに関しては今後の議論を通じて検討していきたい。ステークホルダーの意見の公表については、新計画の下では公表する予定であるが、今回は旧計画の5年目レビューであるため、旧計画下でのこれまでの運用と同様とする予定である。
- ・ 中小企業への主体的な取組の動機付け、企業支援の充実、国際ルール形成への積極的な参画、横断的な事項への省庁連携の強化、新計画の周知などの御意見があった。今後とも新計画の実施について政府全体で取り組んでいく。

## 【議題2：テーマ別協議、今年度のテーマについて】

(西村 泰子 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- ・ 前回の円卓会議・作業部会の合同会合において、新計画の実施にあたって、企業の人権尊重の取組に実質的に寄与する政策に関して、ステークホルダーの知見を得ながら検討を行うべく、今年度から4年目にかけて年度ごとにテーマを2つ程度取り上げて議論することとなった。
- ・ ステークホルダーから様々な提案（モニタリング体制の整備、能力構築、救済へのアクセス、公共調達、各国連携、AI・テクノロジー、情報開示、人権デュー・ディリジェンス法、選択的夫婦別姓、環境と人権、子どもの権利、ステークホルダーとの対話やライツホルダーの参加など）があった中で、特に意見が多かった「モニタリング体制の整備」と「能力構築」の2点を本年度のテーマとしたい。具体的な議論の進め方は追って事務局から連絡する。来年度以降のテーマについては、今回あった意見も踏まえながら前の年度に改めて検討していく。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関するPT 座長)

- ・ モニタリングと能力構築が重要であるということは多くのステークホルダーの共通理解であるため異論はないが、引き続き今年度や来年度以降のテーマについて円卓会議において議論の機会を設けていただきたい。
- ・ 特にモニタリングや指標の構築に関しては、優先分野における個別の施策と関連している部分が多いため、抽象的にアウトプット・アウトカム・インパクト指標を取り上げるだけでなく、重要な施策についてどのような指標が考えられるか具体的な議論ができるよう工夫をお願いしたい。
- ・ また、今後の作業部会の進め方について、早期に共有されれば、各団体での準備や勉強会の開催等を通じて事前に議論を深めることができるため、検討をお願いしたい。

(大関 洋 NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) 会長、一般社団法人資産運用業協会副会長)

- ・ 投資家の立場から述べる。政府がビジネスと人権の取組を単なる法令対応にとどまらず、社会課題を解決し、投資家との対話を通じて企業の稼ぐ力を強化するサステナビリティ・トランスフォーメーション (SX) の一環として推進している方向性を評価する。とりわけ価値協創ガイダンス2.0の普及やSX銘柄等の選定などは、投資家と企業の実質的なエンゲージメントを後押しする重要な施策である。

- ・ 一方で投資家が企業に求めているのは、形式的な方針の策定ではなく、潜在的な人権リスクに対する実効性のある対処とそれが企業価値の向上につながるという説得力のあるストーリーである。
- ・ アウトプットからアウトカムへの転換に関して、政府報告書の中にはすでにアウトカム指標と捉えられるものがある。例えば、繊維産業における監査基準 JASTI（ジャスティ）に基づいて500を超える事業所が実際に監査を受けたというデータや、外国人技能実習機構における母国語相談延べ14,009件のうち70件が申告に至ったというデータ、法務省の人権相談等を通じて新規救済手続が開始された件数が45件というデータなどは、具体的な行動変容や救済につながったことを示すものである。また、内部通報制度の義務対象企業の導入率が91.5%に達していることも前向きな進展である。こうした進捗指標を引き続きアウトカム指標として追求していただきたい。
- ・ モニタリング指標については単独で議論するのではなく、各個別テーマの議論の中で設定していくべきである。例えば「環境と人権」のテーマであれば、二国間クレジット制度（JCM）設備補助事業において採択審査基準にガイドライン遵守が組み込まれた結果、現地でどのような環境・人権リスクの低減に実際に寄与したかを測る指標を設定するといった具体性のある議論を求める。
- ・ 日本企業全体で人権対応の実効性が高まり、そのデータが透明性をもって開示されることは、グローバルな投資資金を呼び込み国際競争力を高める条件となる。投資家としても政府やステークホルダーと連携し、引き続き貢献する。

（高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関する PT 座長）

- ・ 来年度以降は政府の報告に対してステークホルダーからの評価を提出し、さらに政府から報告があるというプロセスになると説明があったが、その際も、今回のようにステークホルダーの意見に対して各省庁から詳細な回答を行うとともに、議論の場を設けていただきたい。そのようなコミュニケーションを通じて報告内容が充実し、メリハリがつくと思われる。
- ・ また、政府の報告の際には、各省庁の取組が共同・連携してどのように行われているのか、また個別の施策を進める中でどこがマテリアリティの高い重要な分野と認識されているのかといった点についても、各省庁の取組の説明とともに報告をお願いしたい。

### 3. 閉会挨拶

（貝原 健太郎 外務省総合外交政策局参事官）

- ・ 本日はステークホルダーから大変率直な意見、有益な提言をいただき、心より感謝申し上げます。
- ・ 旧計画の5年目では、政府報告にも記載されたとおり、ILO 第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の国会での締結承認、公益通報者保護制度、外国人材の受入れ・共生等に関する取組、行動計画の改定といった多くの進展があった。
- ・ 今年度は新たな行動計画を開始する重要な年である。特に先ほど説明したテーマについて、円卓会議及び作業部会において議論を実施していきたいので、引き続き皆様の協力と理解をよろしくお願い申し上げます。

了